

（第30号議案）

指定管理者の指定について

1 指定管理の対象施設

対象施設 中野区立重度・重複障害児通所支援施設
（愛称：子ども発達センターたんぽぽ）
所在地 中野区丸山一丁目17番2号（緑野小学校敷地内）
開設日 平成26年10月1日
指定期間 令和6年10月1日から令和16年3月31日まで（9年6か月間）

2 候補者

東京都世田谷区三宿二丁目30番9号
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
理事長 倉田 清子

3 法人の運営理念

- ・決して争ってはいけない 争いの中に弱いものの生きる場はない
- ・親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加する者は党派を超えること
- ・最も弱いものをひとりももれなく守る

4 法人の沿革

- ・昭和41年 社会福祉法人設立
- ・昭和44年 在宅重症心身障害児のための重症心身障害児療育相談センターを開設
- ・昭和45年 東京都から肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」の運営を受託
- ・昭和63年 重度・重複障害者通所施設「世田谷区立三宿つくしんぼホーム」の運営を受託
- ・平成4年 重症心身障害児施設「東京都立東大和療育センター」の運営を受託
- ・平成17年 重症心身障害児施設「東京都立東部療育センター」の運営を受託
- ・平成22年 中野区立療育センターアポロ園の運営を受託(平成26年に指定管理に移行)
- ・平成26年 中野区立重度・重複障害児通所支援施設(子ども発達センターたんぽぽ)の指定管理を受託

5 法人の運営実績

- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の運営
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所（生活介護、療養介護、短期入所）及び相談支援事業所（特定相談支援、障害児相談支援）の運営等